

## 令和7年第2回板倉町議会臨時会会議録目次

|   |    |
|---|----|
| ○招集告示   | 1  |
| ○応招・不応招議員                                     | 2  |
| 第1日 5月21日(水曜日)                                |    |
| ○議事日程   | 3  |
| ○本日の会議に付した事件                                  | 3  |
| ○出席議員   | 4  |
| ○欠席議員   | 4  |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名               | 4  |
| ○職務のため出席した者の職氏名                               | 5  |
| 開 会 (午後 2時00分)                                | 6  |
| ○開会の宣告  | 6  |
| ○諸般の報告  | 6  |
| ○会議録署名議員の指名                                   | 6  |
| ○会期の決定  | 6  |
| ○同意第 3号 板倉町固定資産評価員の選任について                     | 7  |
| ○同意第 4号 板倉町監査委員の選任について                        | 7  |
| ○承認第 1号 専決処分事項の承認について(板倉町税条例の一部を改正する条例)       | 8  |
| ○承認第 2号 専決処分事項の承認について(板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例) | 9  |
| ○承認第 3号 専決処分事項の承認について(板倉町下水道条例の一部を改正する条例)     | 10 |
| ○承認第 4号 専決処分事項の承認について(令和6年度板倉町一般会計補正予算(第9号))  | 11 |
| ○議案第23号 令和7年度板倉町一般会計補正予算(第1号)                 | 11 |
| ○日程の追加  | 13 |
| ○議長辞職の件                                       | 13 |
| ○日程の追加  | 14 |
| ○議長選挙   | 14 |
| ○日程の追加  | 17 |
| ○副議長辞職の件                                      | 17 |
| ○日程の追加  | 18 |
| ○副議長選挙  | 18 |
| ○日程の追加  | 20 |

|                            |    |
|----------------------------|----|
| ○議席の一部変更の件                 | 20 |
| ○総務文教福祉常任委員及び産業建設生活常任委員の選任 | 20 |
| ○常任委員長及び副委員長の選任            | 22 |
| ○予算決算常任委員の選任               | 22 |
| ○予算決算常任委員長及び副委員長の選任        | 23 |
| ○議会運営委員の選任                 | 23 |
| ○議会運営委員長及び副委員長の選任          | 24 |
| ○邑楽館林医療企業団議会議員の選挙          | 24 |
| ○館林衛生施設組合議会議員の選挙           | 25 |
| ○館林地区消防組合議会議員の選挙           | 25 |
| ○群馬東部水道企業団議会議員の選挙          | 26 |
| ○諸般の報告                     | 27 |
| ○町長挨拶                      | 27 |
| ○閉会の宣告                     | 28 |
| 閉会（午後 4時49分）               | 28 |

板倉町告示第57号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、令和7年第2回板倉町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和7年5月16日

板倉町長 小野田 富 康

1. 期 日 令和7年5月21日（水）
2. 場 所 板倉町役場 議場
3. 付議事件
  - (1) 総務文教福祉常任委員及び産業建設生活常任委員の選任
  - (2) 予算決算常任委員の選任
  - (3) 議会運営委員の選任
  - (4) 邑楽館林医療企業団議会議員の選挙
  - (5) 館林衛生施設組合議会議員の選挙
  - (6) 館林地区消防組合議会議員の選挙
  - (7) 群馬東部水道企業団議会議員の選挙
  - (8) 板倉町固定資産評価員の選任について
  - (9) 板倉町監査委員の選任について
  - (10) 専決処分事項の承認について（板倉町税条例の一部を改正する条例）
  - (11) 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
  - (12) 専決処分事項の承認について（板倉町下水道条例の一部を改正する条例）
  - (13) 専決処分事項の承認について（令和6年度板倉町一般会計補正予算（第9号））
  - (14) 令和7年度板倉町一般会計補正予算（第1号）について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 2 名 )

|       |       |       |     |       |     |     |     |
|-------|-------|-------|-----|-------|-----|-----|-----|
| 1 番   | 永 田   | 亮     | 議 員 | 2 番   | 須 藤 | 稔   | 議 員 |
| 3 番   | 藪 之 本 | 佳 奈 子 | 議 員 | 4 番   | 尾 澤 | 将 樹 | 議 員 |
| 5 番   | 青 木   | 文 雄   | 議 員 | 6 番   | 森 田 | 義 昭 | 議 員 |
| 7 番   | 亀 井   | 伝 吉   | 議 員 | 8 番   | 荒 井 | 英 世 | 議 員 |
| 9 番   | 延 山   | 宗 一   | 議 員 | 1 0 番 | 市 川 | 初 江 | 議 員 |
| 1 1 番 | 青 木   | 秀 夫   | 議 員 | 1 2 番 | 小 林 | 武 雄 | 議 員 |

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

5 月 臨 時 町 議 会

(第 1 日)

## 令和7年第2回板倉町議会臨時会

### 議事日程（第1号）

令和7年5月21日（水）午後2時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 同意第 3号 板倉町固定資産評価員の選任について
- 日程第 4 同意第 4号 板倉町監査委員の選任について
- 日程第 5 承認第 1号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 6 承認第 2号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 7 承認第 3号 専決処分事項の承認について（板倉町下水道条例の一部を改正する条例）
- 日程第 8 承認第 4号 専決処分事項の承認について（令和6年度板倉町一般会計補正予算（第9号））
- 日程第 9 議案第23号 令和7年度板倉町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 総務文教福祉常任委員及び産業建設生活常任委員の選任
- 日程第11 予算決算常任委員の選任
- 日程第12 議会運営委員の選任
- 日程第13 邑楽館林医療企業団議会議員の選挙
- 日程第14 館林衛生施設組合議会議員の選挙
- 日程第15 館林地区消防組合議会議員の選挙
- 日程第16 群馬東部水道企業団議会議員の選挙

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 同意第 3号 板倉町固定資産評価員の選任について
- 日程第 4 同意第 4号 板倉町監査委員の選任について
- 日程第 5 承認第 1号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 6 承認第 2号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 7 承認第 3号 専決処分事項の承認について（板倉町下水道条例の一部を改正する条例）
- 日程第 8 承認第 4号 専決処分事項の承認について（令和6年度板倉町一般会計補正予算（第9号））
- 日程第 9 議案第23号 令和7年度板倉町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議長辞職の件
- 日程第11 議長選挙

- 日程第12 副議長辞職の件  
 日程第13 副議長選挙  
 日程第14 議席の一部変更の件  
 日程第15 総務文教福祉常任委員及び産業建設生活常任委員の選任  
 日程第16 予算決算常任委員の選任  
 日程第17 議会運営委員の選任  
 日程第18 邑楽館林医療企業団議会議員の選挙  
 日程第19 館林衛生施設組合議会議員の選挙  
 日程第20 館林地区消防組合議会議員の選挙  
 日程第21 群馬東部水道企業団議会議員の選挙

○出席議員（12名）

|     |        |    |     |      |    |
|-----|--------|----|-----|------|----|
| 1番  | 永田亮    | 議員 | 2番  | 須藤稔  | 議員 |
| 3番  | 藪之本佳奈子 | 議員 | 4番  | 尾澤将樹 | 議員 |
| 5番  | 青木文雄   | 議員 | 6番  | 森田義昭 | 議員 |
| 7番  | 亀井伝吉   | 議員 | 8番  | 荒井英世 | 議員 |
| 9番  | 延山宗一   | 議員 | 10番 | 市川初江 | 議員 |
| 11番 | 青木秀夫   | 議員 | 12番 | 小林武雄 | 議員 |

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|       |               |
|-------|---------------|
| 小野田富康 | 町長            |
| 赤坂文弘  | 教育長           |
| 荻野剛史  | 総務課長          |
| 橋本貴弘  | 企画財政課長        |
| 長谷見晶広 | 税務課長          |
| 佐山秀喜  | 住民環境課長        |
| 小野寺雅明 | 福祉課長          |
| 玉水美由紀 | 健康介護課長        |
| 栗原正明  | 産業振興課長        |
| 塩田修一  | 都市建設課長        |
| 福知光徳  | 会計管理者         |
| 石川由利子 | 教育委員会<br>教務局長 |
| 栗原正明  | 農業委員会<br>農事局長 |

---

○職務のため出席した者の職氏名

|   |     |     |                                |
|---|-----|-----|--------------------------------|
| 新 | 井   | 智   | 事 務 局 長                        |
| 小 | 野 田 | 裕 之 | 庶 務 議 事 係 長                    |
| 本 | 田   | 明 子 | 行 政 庶 務 係 長 兼<br>議 会 事 務 局 書 記 |

開 会 (午後 2時00分)

○開会の宣告

○小林武雄議長 ただいまから告示第57号をもって招集されました令和7年第2回板倉町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○諸般の報告

○小林武雄議長 続きまして、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておりますので、ご了承ください。

次に、今臨時会に付議される案件は、人事関係議案2件、専決処分事項の承認4件、令和7年度補正予算議案1件、常任委員の選任3件、議会運営委員の選任1件、一部事務組合議会議員の選挙4件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い議事を進めます。

---

○会議録署名議員の指名

○小林武雄議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

2番 須藤 稔 議員

3番 藪之本 佳奈子 議員

を指名いたします。

---

○会期の決定

○小林武雄議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今臨時会の会期については、4月22日及び5月21日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

延山議会運営委員長。

[延山宗一議会運営委員長登壇]

○延山宗一議会運営委員長 それでは、議会運営委員会で決定いたしました今臨時会の会期及び議事日程についてご報告申し上げます。

本件につきましては、4月22日及び5月21日に議会運営委員会で協議した結果、会期は本日1日と決定いたしました。

議事日程につきましては、今臨時会に上程された同意第3号及び同意第4号、承認第1号から承認第4号並びに議案第23号について、提案者からの提案理由の説明の後、議案ごとに審議決定いたします。

次に、常任委員及び議会運営委員の選任並びに一部事務組合議員の選挙を行い、全日程を終了することに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○小林武雄議長 お諮りいたします。

今臨時会の会期及び議事日程について、ただいまの委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認め、今臨時会の会期は、委員長報告のとおり本日1日と決定いたしました。

---

#### ○同意第3号 板倉町固定資産評価員の選任について

○小林武雄議長 日程第3、同意第3号 板倉町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

〔小野田富康町長登壇〕

○小野田富康町長 皆さん、こんにちは。午前中の全員協議会は大変お疲れさまでございました。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

同意第3号 板倉町固定資産評価員の選任についてでございます。本案につきましては、地方税法第404条第2項の規定により、固定資産を適正に評価できるものとして、議会の同意を得て、税務課長を選任してきたところでございます。このたびの選任は、令和7年4月1日付の人事異動により、税務課長の職にあった栗原正明氏が異動になりましたので、その後任として新たに税務課長となった長谷見晶広氏を選任したく、議会の同意を求めますのでございます。

以上、ご説明いたしましたので、よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認め、本案については質疑、討論を省略して、採決することに決定いたしました。

これより同意第3号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、同意第3号は原案のとおり同意されました。

---

#### ○同意第4号 板倉町監査委員の選任について

○小林武雄議長 日程第4、同意第4号 板倉町監査委員の選任についてを議題といたします。

本案は、延山宗一議員の一身上に関わる議案でありますので、地方自治法第117条の規定により、延山宗一議員に退場を求めます。

[ 9 番 延山宗一議員退場]

○小林武雄議長 町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 同意第4号についての提案理由を申し上げます。

板倉町監査委員の選任について。本案につきましては、議員のうちから選任した監査委員の市川初江氏から、一身上の都合により、令和7年5月31日をもって辞職したい旨の願いがあり、その退職を地方自治法第198条の規定により承認したことに伴う人事であります。後任者は、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議員のうちから延山宗一氏を選任したく、議会の同意を求めますのでございます。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 異議なしと認め、本案については質疑、討論を省略して、採決することに決定いたしました。

これより同意第4号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、同意第4号は原案のとおり同意されました。

延山宗一議員の入場を許します。

[ 9 番 延山宗一議員入場]

---

#### ○承認第1号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例の一部を改正する条例）

○小林武雄議長 日程第5、承認第1号 専決処分事項の承認について（板倉町税条例の一部を改正する条例）を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 承認第1号 専決処分事項の承認について提案理由を申し上げます。

板倉町税条例の一部を改正する条例。本案につきましては、令和7年度税制改正により、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、板倉町税条例においても所要の改正を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、同年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

改正内容としましては、二輪のもので、総排気量が125cc以下かつ最高出力が4キロワット以下のものを新基準原付として軽自動車税種別割の課税対象に追加するもの。マイナ免許証の運用開始に伴い、軽自動車

税種別割の減免申請時における運転免許証の提示義務に係る規定を整備するもの。大規模修繕等が行われた特定マンションに係る減額特例の規定を新設するもの。地方税法及びいわゆるマイナンバー法の改正に伴う、条文中の項ずれを反映するもの等でございます。いずれも上位法であります地方税法の改正に伴うものでございます。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより承認第1号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

---

#### ○承認第2号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○小林武雄議長 日程第6、承認第2号 専決処分事項の承認について（板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

〔小野田富康町長登壇〕

○小野田富康町長 承認第2号の提案理由を申し上げます。

専決処分事項の承認についてでございます。板倉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。本案につきましては、令和7年度税制改正により、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、板倉町国民健康保険税条例においても所要の改正を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、同年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

改正内容としましては、基礎課税額に係る課税限度額を65万円から66万円に引き上げるもの。後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円から26万円に引き上げるもの。均等割、平等割の5割軽減判定所得の算定に係る被保険者1人当たりの加算額を29万5,000円から30万5,000円に引き上げるもの。均等割、平等割の2割軽減判定所得の算定に係る被保険者1人当たりの加算額を54万5,000円から56万円に引き上げるものでありまして、いずれも上位法令であります地方税法施行令の改正に伴うものでございます。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○小林武雄議長 説明が終わりました。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
[「なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
[「なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 討論を終結いたします。  
これより承認第2号について採決いたします。  
原案に賛成の方は起立願います。  
[起立全員]

○小林武雄議長 起立全員であります。  
よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

---

○承認第3号 専決処分事項の承認について（板倉町下水道条例の一部を改正する条例）

○小林武雄議長 日程第7、承認第3号 専決処分事項の承認について（板倉町下水道条例の一部を改正する条例）を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 承認第3号 専決処分事項の承認について提案理由を申し述べます。

板倉町下水道条例の一部を改正する条例でございます。本案につきましては、下水道法に基づき下水道管理者が制定する条例に係る技術的助言である標準下水道条例の改正及び下水道法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、板倉町下水道条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

主な改正内容としましては、1つ目は、下水道排水設備指定工事店における責任技術者の専属義務を選任義務に改め、併せて群馬県内における他の営業所での兼任を可能にするものでございます。

2つ目は、公共下水道における六価クロム化合物、カドミウム及びその化合物の排水基準を強化し、併せて大腸菌群数を大腸菌数に改めるものでございます。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○小林武雄議長 説明が終わりました。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
[「なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
[「なし」と言う人あり]

○小林武雄議長 討論を終結いたします。  
これより承認第3号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

---

○承認第4号 専決処分事項の承認について（令和6年度板倉町一般会計補正予算（第9号））

○小林武雄議長 日程第8、承認第4号 専決処分事項の承認について（令和6年度板倉町一般会計補正予算（第9号））を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 承認第4号 専決処分事項の承認について提案理由を説明いたします。

令和6年度板倉町一般会計補正予算（第9号）であります。本件は、令和7年3月31日付にて専決処分を行った令和6年度板倉町一般会計補正予算（第9号）について承認を求めます。

本補正予算につきましては、第9回目の補正予算であり、繰越明許費の補正をしたものでございます。具体的にはホームページリニューアル事業について、完了が令和7年度になることが見込まれるため、525万8,000円を繰越明許費に追加したものでございます。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより承認第4号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

---

○議案第23号 令和7年度板倉町一般会計補正予算（第1号）

○小林武雄議長 日程第9、議案第23号 令和7年度板倉町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 議案第23号について提案理由を申し述べます。

令和7年度板倉町一般会計補正予算（第1号）について。本補正予算につきましては、第1回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,106万円を追加し、歳入歳出予算の総額を65億6,106万円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金に5,956万円、繰入金に150万円をそれぞれ追加するものです。

歳出につきましては、総務費に5,956万円、商工費に150万円をそれぞれ追加するものです。

今回の補正は2事業となっており、1つは、令和6年度に定額減税との一体措置として支給した調整給付金において、その支給額に不足が生じる方などに対し不足額給付分を支給するため、給付金と事務費を追加するものでございます。国の補助事業で全額国庫補助金が交付される予定となっております。

もう一つは、板倉まつりについて、町制施行70周年記念により運営経費の増が見込まれていることから、運営補助金を増額するものでございます。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○小林武雄議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は補正予算議案であり、予算決算常任委員会へ付託すべき案件であります。委員会付託を省略し、本会議で審議したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 異議なしと認めます。

議案第23号 令和7年度板倉町一般会計補正予算（第1号）については、予算決算常任委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定いたしました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○小林武雄議長 討論を終結いたします。

これより議案第23号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○小林武雄議長 起立全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

ここで執行部の皆様に申し上げます。これよりの議事日程については、議会構成に関する人事案件でありますので、しばらくの間、退場をお願いいたします。

〔執行部退席〕

○小林武雄議長 ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 2時22分）

再開 (午後 2時25分)

[議長、副議長と交代]

○亀井伝吉副議長 再開いたします。

ここからは、都合により議長に代わり議事を進めさせていただきます。

---

○日程の追加

○亀井伝吉副議長 ただいま小林武雄議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○亀井伝吉副議長 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

○議長辞職の件

○亀井伝吉副議長 地方自治法117条の規定により、小林武雄議員の退場を求めます。

[12番 小林武雄議員退場]

○亀井伝吉副議長 それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

○新井 智事務局長 それでは、命によりまして辞職願を朗読させていただきます。

令和7年5月21日

板倉町議会副議長 亀井伝吉様

板倉町議会議長 小林武雄

辞 職 願

この度、一身上の都合により板倉町議会議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

○亀井伝吉副議長 お諮りいたします。

小林武雄議長の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○亀井伝吉副議長 異議なしと認めます。

よって、小林武雄議長の議長辞職を許可することに決定いたしました。

小林武雄議員の入場を許します。

[12番 小林武雄議員入場]

○亀井伝吉副議長 小林武雄議員に申し上げます。

議長の辞職願の件、許可することに決定いたしました。

ここで議長退任の挨拶を求めます。

小林議員。

[12番 小林武雄議員登壇]

○12番 小林武雄議員 本日をもって議会議長の退任ということで了解いただきまして、大変ありがとうございます。

ございました。

これまで議会議長として皆様のご協力をいただきながら何とか議会運営がスムーズにいったかなと思っておりますが、皆様のご協力に感謝申し上げまして、一言退任の挨拶に代えさせていただきたいと思っております。誠に世話になりました、ありがとうございました。

---

#### ○日程の追加

○亀井伝吉副議長 ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○亀井伝吉副議長 異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、議長の選挙を行うことに決定いたしました。

---

#### ○議長選挙

○亀井伝吉副議長 選挙の方法は、投票か指名推選のいずれの方法がよいか、お諮りいたします。いかがいたしましょうか。

青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 選挙でやっていただければと思うのですが、指名推選でなくてね。それで、選挙するに当たって、2年前に選挙を立候補制でやったらどうかということで重い扉が開いて、立候補制でやったわけですが、せっかく立候補制が船出したわけですので、できれば継続して、また今回もそれに倣ってやる方法をしたらいかがかなと思って提案したいと思います。よろしくお願いします。

○亀井伝吉副議長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

延山議員。

○9番 延山宗一議員 ただいま青木議員のほうから立候補というふうなことの話が出ました。先般の会議の中で、正副議長、立候補については、2年をかけて、新しい議員さんが誕生したときには立候補という形が取れるようにということで、先般の会議で話したのかな、そんな記憶があるわけなのですが、今回この段階で、立候補というよりも、今までどおりの選挙方法で進めたほうが私はよろしいかなと、そんなふうに思います。

以上です。

○亀井伝吉副議長 ありがとうございました。

ただいま立候補による投票と立候補によらない投票との声がありますので、採決したいと思います。

立候補による投票とすることに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○亀井伝吉副議長 ありがとうございます。

起立少数であります。

よって、議長選挙は立候補によらない投票とすることに決定いたしました。

これより議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○亀井伝吉副議長 ただいまの出席議員は12名であります。

これより投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○亀井伝吉副議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と言う人あり

○亀井伝吉副議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○亀井伝吉副議長 異状はありませんか。

「なし」と言う人あり

○亀井伝吉副議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。点呼に応じて、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

これより事務局長に点呼させます。

[投票]

○亀井伝吉副議長 投票漏れはありませんか。

「なし」と言う人あり

○亀井伝吉副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまより開票を行います。

立会人には、会議規則第31条第2項の規定により、議席1番、永田亮議員、議席2番、須藤稔議員を指名いたします。

両名の立会いをお願いいたします。

[開票]

○亀井伝吉副議長 それでは、選挙結果を報告いたします。

投票総数 12票

これは先ほどの議員出席数に符合しています。

有効投票 11票

無効投票 1票

有効投票のうち

荒井英世議員 11票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、荒井英世議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○**亀井伝吉副議長** ただいま議長に当選されました荒井英世議員が議長におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

演台において議長就任の挨拶を求めます。

荒井英世議員。

[8番 荒井英世議員登壇]

○**8番 荒井英世議員** ただいま新たに議長ということで選任いただきまして、大変ありがとうございます。

重責ですので、身の引き締まる思いですけれども、一生懸命やっていきたいと思っております。議長職は、公平性と、それから中立性、そういった部分を踏まえて今後運営していきたいと思っておりますけれども、特に議会におきましては、大きな役割として2つあると思っております。皆さんご存じかと思っておりますけれども、政策提言と、それから監視です。監視は、当然これは予算決算の部分で、あるいは日常的な部分で強化しなくてはなりませんけれども、もう一つ重要なのが政策提言です。これにつきましては、今、事務事業評価という形でやっていますけれども、それ以外に、議会の機関として政策提言ですか、そういったものをちょっと強化していきたいと思っています。

具体的にはどうやるかということなのですが、その件につきましては、今後、皆さんと協議していきたいと思っておりますけれども、例えば皆さんが一般質問します。一般質問の中で、あるテーマについては、議会全体で政策として考えた方がいいのではないかという部分をこれから皆さんで選択しまして、それを政策提言として上げていく方向性もあるのではないかと思っています。その辺については、今後、皆さんと協議していきたいと思っています。

それから、情報の共有なのでございますけれども、例えば議会の中で、かつて、今でもありますけれども、申合せ事項の中の一つとして各一部事務組合があります。そういったところに出た場合に、例えば会議に出て、あるものについては全議員に周知したほうがいいのではないかという部分については、例えば議員のみ協議会ですか、そういった部分で、できれば報告していただきたいと思っています。例えば私の場合でも、これから郡とか県とかいろんな会議があります。そういったところの重要事項ですか、そういった部分については議員のみ協議会で報告していきたいと思っています。

いずれにいたしましても、今後、より開かれた議会を目指して、皆さんと一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○**亀井伝吉副議長** ここで議長を交代いたします。荒井英世議長、議長席にご着席願います。

[副議長、議長と交代]

○**荒井英世議長** ここで暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 2時51分)

---

再 開 (午後 2時53分)

○荒井英世議長 再開いたします。

---

○日程の追加

○荒井英世議長 ただいま亀井伝吉副議長から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。副議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○荒井英世議長 異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

○副議長辞職の件

○荒井英世議長 地方自治法第117条の規定により、亀井伝吉議員の退場を求めます。

〔7番 亀井伝吉議員退場〕

○荒井英世議長 それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

○新井 智事務局長 それでは、朗読させていただきます。

令和7年5月21日

板倉町議会議長 様

板倉町議会副議長 亀 井 伝 吉

辞 職 願

この度、一身上の都合により板倉町議会副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○荒井英世議長 お諮りいたします。

亀井伝吉副議長の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○荒井英世議長 異議なしと認めます。

よって、亀井伝吉副議長の副議長辞職を許可することに決定いたしました。

亀井伝吉議員の入場を許します。

〔7番 亀井伝吉議員入場〕

○荒井英世議長 亀井伝吉議員に申し上げます。

副議長の辞職願の件、許可することに決定いたしました。

ここで副議長退任の挨拶を求めます。

〔7番 亀井伝吉議員登壇〕

○7番 亀井伝吉議員 副議長という職を今回で退任するわけですけれども、前半と後半と間が空いていましたけれども、精いっぱい町のため、また議会のため、また微力でありましたけれども、議長を支えて頑張

ってきたと思っています。これからも板倉町の発展、また議会のますますの発展のために頑張ってまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。大変ありがとうございました。

---

#### ○日程の追加

○荒井英世議長 ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と言う人あり〕

○荒井英世議長 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、副議長の選挙を行うことに決定いたしました。

---

#### ○副議長選挙

○荒井英世議長 選挙の方法は、投票か指名推選のいずれの方法がよいか、お諮りいたします。いかがいたしましょうか。

○12番 小林武雄議員 投票。

○荒井英世議長 ただいま立候補によらない投票との声がありますので、立候補によらない投票と決定いたします。

これより副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○荒井英世議長 ただいまの出席議員数は12名であります。

これより投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○荒井英世議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○荒井英世議長 異状はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。点呼に応じて、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票願います。

これより事務局長に点呼させます。

[投票]

○荒井英世議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

ただいまより開票を行います。

立会人には、会議規則第31条第2項の規定により、議席3番、藪之本佳奈子議員、議席4番、尾澤将樹議員を指名いたします。

両名の立会いをお願いいたします。

[開票]

○荒井英世議長 それでは、選挙結果を報告いたします。

投票総数 12票

これは先ほどの議員出席数に符合しております。

有効投票 11票

無効投票 1票

有効投票のうち

森田義昭議員 9票

亀井伝吉議員 1票

青木文雄議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、森田義昭議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○荒井英世議長 ただいま副議長に当選されました森田義昭議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

演台において副議長就任の挨拶を求めます。

[6番 森田義昭議員登壇]

○6番 森田義昭議員 先ほどは大変ありがとうございます。これをもちまして、議長に対してどれだけ沿えるか、自分のこれからの課題かと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○荒井英世議長 ここで暫時休憩いたします。

休憩 (午後 3時11分)

---

再開 (午後 3時15分)

○荒井英世議長 再開いたします。

---

○日程の追加

○荒井英世議長 ここで、議長選挙に伴い、会議規則第3条第3項の規定により、議席の一部を変更したいと思います。

お諮りいたします。議席の一部変更の件を日程に追加し、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○荒井英世議長 異議なしと認めます。

よって、議席の一部変更の件を日程に追加し、議席の一部を変更することに決定いたしました。

---

○議席の一部変更の件

○荒井英世議長 それでは、議会の運営に関する基準第5条第3項の規定により、議長の議席を12番に、小林武雄議員の議席を8番にそれぞれ変更いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 3時16分)

---

再 開 (午後 3時31分)

○荒井英世議長 再開いたします。

---

○総務文教福祉常任委員及び産業建設生活常任委員の選任

○荒井英世議長 日程第15、総務文教福祉常任委員及び産業建設生活常任委員の選任を行います。

常任委員の選任は、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

事務局長に委員名を朗読させます。

○新井 智事務局長 それでは、命によりまして朗読をさせていただきます。なお、順不同となりますが、ご了承ください。

|             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 総務文教福祉常任委員に | 藪之本 佳奈子 議 員 | 尾 澤 将 樹 議 員 |
|             | 青 木 文 雄 議 員 | 荒 井 英 世 議 員 |
|             | 市 川 初 江 議 員 | 青 木 秀 夫 議 員 |
| 産業建設生活常任委員に | 永 田 亮 議 員   | 須 藤 稔 議 員   |
|             | 森 田 義 昭 議 員 | 亀 井 伝 吉 議 員 |
|             | 延 山 宗 一 議 員 | 小 林 武 雄 議 員 |

以上でございます。

○荒井英世議長 お諮りいたします。

ただいまの報告のとおり総務文教福祉常任委員及び産業建設……

〔希望が通らなかった人はいるの〕という人あり〕

○荒井英世議長 いますね。それは、要するに6名、6名の配置の中で、こちらのほうでちょっと検討しま

した、その部分は。

[何事か言う人あり]

○荒井英世議長 どちらでもいい。基本的に……

[何事か言う人あり]

○11番 青木秀夫議員 一任しますという人はどちらでもいいわけ。これを希望しますという人は、強くそれを希望しているわけだから、その本人の意思を尊重してくれないのと聞いているわけ。

○荒井英世議長 基本的に希望している部分については入っています。

○11番 青木秀夫議員 だから、いいよ。希望しているのと、どちらでもいいですよという人では、希望している人のほうが意志が強いのではないですかということなのです。そういう意味なのです。希望しているほうに行きたいという人を優先して、どちらでも、どうしてもあふれてしまった場合はしょうがない。偏ってしまって。偏ってしまったから、希望するというけれども、希望した人をこっちへつまみ出して入れようとかということなら分かるのだけれども、言っている意味分かるでしょう。

○荒井英世議長 分かります。だから……

○11番 青木秀夫議員 一方に偏ってしまったけれども、希望したって偏っている人がいっぱいいるから、希望しても、あんたこっちのグループに行ってくださいよというのなら分かるけれども、どちらでもいいという人は、どちらでもいいわけだから、空いているはずなのだよ、そこは。

○荒井英世議長 どちらでもいいというのは、見ましたけれども、そういうのはないのです、どちらでもいいというのは。要するに……

○11番 青木秀夫議員 一任する。

○荒井英世議長 私に一任したとありますけれども。

○11番 青木秀夫議員 どちらでもいいというの表現が悪ければ、一任するという人は結果的にはどちらでもいいというわけではないの。

○荒井英世議長 そうですけどもね。

○11番 青木秀夫議員 ちょっと聞くけれども、産業建設生活常任委員会という人のほうが多かったわけか、希望者が。そういうこと、それならいいのです。

○荒井英世議長 そうです。

[何事か言う人あり]

○11番 青木秀夫議員 多かったの、私も希望したけれども、あんた、多いからこっちへどけというので、どかさされたのなら分かるのだよ。だけれども、どちらでもいい、一任しますという人が入っているのだったら、そっちより入りたいという人を優先すべきではないのと。延山議員、説明してよ。

○9番 延山宗一議員 選考の一部をお知らせいたします。

今、青木秀夫議員の質問、もっとも分かります。というのは、今回、ぶっちゃけ総務の方が非常に少なかったのです。ほとんどの方が産建ということなのです。一任の人、まず総務が少ないので、一任という方、みんな総務に入ってもらいました。それでも総務がないので、青木議員の場合、前回、産建だったということで、今回、総務で頑張ってもらおうかなということで、総務ということのポジションになったわけなのですけれども、一応そういうことです。

「多かったのね」と言う人あり]

○9番 延山宗一議員 そうです。ほとんど産建が多かったということで、先ほど一任、お任せというのは、まず総務に入ってもらったということです。そういうことです。

○荒井英世議長 それでは、お諮りいたします。ただいまの報告のとおり、総務文教福祉常任委員及び産業建設生活常任委員に指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方々を総務文教福祉常任委員及び産業建設生活常任委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました各常任委員の方々には、この後、正副委員長の互選を行っていただき、その結果をご報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 3時38分)

---

再 開 (午後 3時47分)

○荒井英世議長 再開いたします。

---

#### ○常任委員長及び副委員長の選任

○荒井英世議長 総務文教福祉常任委員会及び産業建設生活常任委員会の正副委員長が互選され、その結果が届いておりますので、ご報告いたします。

|                |             |
|----------------|-------------|
| 総務文教福祉常任委員会委員長 | 青 木 文 雄 議 員 |
| 副委員長           | 藪之本 佳奈子 議 員 |
| 産業建設生活常任委員会委員長 | 須 藤 稔 議 員   |
| 副委員長           | 永 田 亮 議 員   |

以上のとおりであります。

---

#### ○予算決算常任委員の選任

○荒井英世議長 日程第16、予算決算常任委員の選任を行います。

常任委員の選任は、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

予算決算常任委員の定数は12名でありますので、議員全員を指名したいと思います。

お諮りいたします。議員全員を予算決算常任委員に指名することにご異議ありませんか。

「異議なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 異議なしと認めます。

よって、議員全員を予算決算常任委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました予算決算常任委員の方々には、この後、正副委員長の互選を行っていただき、その

結果をご報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 3時48分)

---

再 開 (午後 3時52分)

○荒井英世議長 再開いたします。

---

#### ○予算決算常任委員長及び副委員長の選任

○荒井英世議長 予算決算常任委員会の正副委員長が互選され、その結果が届いておりますので、ご報告いたします。

予算決算常任委員会委員長 小 林 武 雄 議 員

副委員長 尾 澤 将 樹 議 員

以上のおりであります。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 3時53分)

---

再 開 (午後 4時01分)

○荒井英世議長 再開いたします。

---

#### ○議会運営委員の選任

○荒井英世議長 日程第17、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任は、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。

事務局長に委員名を朗読させます。

○新井 智事務局長 それでは、命によりまして朗読をさせていただきます。なお、順不同となりますが、ご了承願います。

議会運営委員に 青 木 文 雄 議 員 須 藤 稔 議 員

小 林 武 雄 議 員 市 川 初 江 議 員

亀 井 伝 吉 議 員 青 木 秀 夫 議 員

以上でございます。

○荒井英世議長 お諮りいたします。ただいまの報告のとおり、議会運営委員に指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○荒井英世議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方々を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました議会運営委員の方々は、この後、正副委員長の互選を行っていただき、その結果

をご報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 4時03分)

---

再 開 (午後 4時06分)

○荒井英世議長 再開いたします。

---

#### ○議会運営委員長及び副委員長の選任

○荒井英世議長 議会運営委員会の正副委員長が互選され、その結果が届いておりますので、ご報告いたします。

議会運営委員会委員長 市川初江議員

副委員長 亀井伝吉議員

以上のおりであります。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 4時06分)

---

再 開 (午後 4時17分)

○荒井英世議長 再開いたします。

---

#### ○邑楽館林医療企業団議会議員の選挙

○荒井英世議長 日程第18、邑楽館林医療企業団議会議員の選挙を行います。

選挙すべき議員は2名であります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○荒井英世議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法につきましては指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○荒井英世議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

邑楽館林医療企業団議会議員に青木文雄議員及び藪之本佳奈子議員を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしましたとおり、当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○荒井英世議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました青木文雄議員及び藪之本佳奈子議員が邑楽館林医療企業団議会議員に当選されました。

青木文雄議員及び藪之本佳奈子議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

---

#### ○館林衛生施設組合議会議員の選挙

○荒井英世議長 続きまして、日程第19、館林衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

選挙すべき議員は2名であります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○荒井英世議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法につきましては指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○荒井英世議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

館林衛生施設組合議会議員に須藤稔議員及び尾澤将樹議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしたとおり、当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○荒井英世議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました須藤稔議員及び尾澤将樹議員が館林衛生施設組合議会議員に当選されました。

須藤稔議員及び尾澤将樹議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

---

#### ○館林地区消防組合議会議員の選挙

○荒井英世議長 日程第20、館林地区消防組合議会議員の選挙を行います。

選挙すべき議員は2名であります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○荒井英世議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法につきましては指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○荒井英世議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

館林地区消防組合議会議員に市川初江議員及び永田亮議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしたとおり、当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○荒井英世議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました市川初江議員及び永田亮議員が館林地区消防組合議会議員に当選されました。

市川初江議員及び永田亮議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

---

#### ○群馬東部水道企業団議会議員の選挙

○荒井英世議長 次に、日程第21、群馬東部水道企業団議会議員の選挙を行います。

選挙すべき議員は1名であります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○荒井英世議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法につきましては指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○荒井英世議長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

群馬東部水道企業団議会議員に、私、荒井英世議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしたとおり、当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○荒井英世議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、私、荒井英世議員が群馬東部水道企業団議会議員に当選となりましたので、これを受諾します。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 4時24分)

---

再 開 (午後 4時44分)

○荒井英世議長 再開いたします。

---

#### ○諸般の報告

○荒井英世議長 ここで諸般の報告をいたします。

新たな議会構成について、事務局長に報告させます。

○新井 智事務局長 それでは、命によりまして、お手元に配付させていただきました新たな議会構成につきまして、ご報告をさせていただきたいと思っております。

議会議長といたしまして荒井英世議員、副議長といたしまして森田義昭議員となりました。

総務文教福祉常任委員会につきましては、委員長といたしまして青木文雄議員、副委員長といたしまして藪之本佳奈子議員、また委員といたしまして、青木秀夫議員、市川初江議員、尾澤将樹議員、荒井英世議員、以上の6名となりました。

次に、産業建設生活常任委員会につきましては、委員長といたしまして須藤稔議員、副委員長といたしまして永田亮議員、また委員といたしまして、延山宗一議員、小林武雄議員、亀井伝吉議員、森田義昭議員、以上の6名となりました。

予算決算常任委員会につきましては、委員長として小林武雄議員、副委員長といたしまして尾澤将樹議員となりました。なお、ほかの委員の方につきましては、全ての議員が対象となっておりますので、読み上げにつきましては省略させていただきたいと思っております。

次に、議会運営委員会につきましては、委員長といたしまして市川初江議員、副委員長といたしまして亀井伝吉議員、また委員といたしまして、青木秀夫議員、小林武雄議員、青木文雄議員、須藤稔議員、以上の6名となりました。

最後に、一部事務組合の関係になりますが、邑楽館林医療企業団議会議員につきましては、青木文雄議員、藪之本佳奈子議員の2名となりました。

館林衛生施設組合議会議員につきましては、尾澤将樹議員、須藤稔議員、以上の2名となりました。

館林地区消防組合議会議員につきましては、市川初江議員、永田亮議員の2名となりました。

東部水道企業団議会議員につきましては、荒井英世議員の1名となっております。

以上でございます。

○荒井英世議長 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ○町長挨拶

○荒井英世議長 以上で今臨時会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 皆さん、午前中の全員協議会から引き続きで、大変長時間にわたりましてお疲れさまでございました。

また、先ほどの議会構成を決める前に、同意2件、承認4件、議案1件、上程させていただいたものを全て可決をいただきまして、誠にありがとうございます。

新しく正副議長も決まり、また議会の構成も変わってということで、皆さんにはいろいろ今後もお世話になって町政運営をしていきたいというふうに思っておりますけれども、先ほど別室でテレビでも見ておりましたけれども、荒井新議長のお話の中でも、議会としても町に提案をしていくと。一人一人の一般質問だけではなくて、議会として町に対する提言なり意見を言っていただくと。なかなか一人一人、12人の方いらっしゃいますので、全てに答えられるということはありませんので、できましたら議会としてこういうことを提案しますというのを挙げていただいたほうが、取り組みやすかったり、町も逆に言えば無視できないというふうになってきますので、その辺もこれからお願いできればというふうに思っております。

先ほどの議長のお話で、議会も執行部も当然町をよくしていきたいと。そのために動いていると言っても過言ではございませんので、気持ちは一緒でございますので、再度、また新たな2年間、よろしくお願いしたいというふうに思います。

これから暑い時期に向かってまいります。皆さんご自愛いただきながらご活躍をご祈念いたしまして、簡単ですが、お礼のご挨拶とさせていただきます。本日はどうもお疲れさまでした。ありがとうございます。

---

#### ○閉会の宣告

○荒井英世議長 以上をもちまして令和7年第2回板倉町議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉 会 （午後 4時49分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和7年7月22日

板倉町議会新議長 荒 井 英 世

板倉町議会前議長 小 林 武 雄

板倉町議会前副議長 亀 井 伝 吉

①署名議員 須 藤 稔

②署名議員 藪 之 本 佳 奈 子